

# 大島五丁目町内会規約

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は大島五丁目町内会と称す。(以下会と称す)
- 第2条 本会は大島五丁目町内会在住の世帯及び事業所を以って組織する。また、理事会の承認を得て元在住者の協力を受ける事が出来る。
- 第3条 本会の所在地は大島五丁目町内会館に置く。  
(町内会館住所 川崎区大島5-3-12)

## 第2章 目的及び事業

- 第4条 本会は会員の親睦、災害防止、厚生福祉を目的とし以って会員の文化体育の向上、衛生、福祉増進を期する為、次の事業を行うものとする。

1. 厚生福祉及び文化体育に関する事
2. 環境衛生に関する事
3. 防犯交通安全に関する事
4. 防災防火に関する事
5. 子供の保護育成に関する事
6. 民生事業に関する事
7. 会館の運営に関する事
8. 広報宣伝に関する事
9. 町内の親睦並びに地域交流に関する事
10. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 構 成

- 第5条 本会の地区を15部に分け各部に理事1名を置く。
- 第6条 各部を若干数の班に分け各班に班長1名を置く。
- 第7条 本会に事業を達成する為下記の専門委員会(以下委員会と称す)を置く。  
総務・広報・会館運営・文化体育・環境衛生・防災防火・防犯交通安全・  
子供育成・婦人
- 第8条 委員会には委員長(理事)1名、副委員長(理事)及び委員若干名を置く。

## 第4章 役 員

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- 会長 1名、副会長 若干名、会計 1名、会計補佐 1名、会計監査 2名、  
顧問 若干名
- 理事 15名、委嘱理事 若干名、班長 若干名、委員 若干名

## 第10条 役員を選出と任期

1. 班長の選出は各班に於いて班員中より互選する。
2. 各部の理事は各部に於いて会員中より選出する。その選出方法は第14条に定める。
3. 次の役員は各部の選出の理事を以って構成する指名委員会に於いて会員中より選出する。  
会長・副会長・会計（以下三役と称す）・会計補佐・会計監査
4. 指名委員会には委員互選にて委員長1名、副委員長1名を置く。  
委員長は委員会を統括する。
5. 町内会委嘱理事は三役並びに指名委員会委員長、副委員長協議の上会員より選出し、会長はこれを委嘱する。
6. 各部の理事は各部の班長を掌握し部を統括する。なお、第8条に定める専門委員会理事を兼務する。
7. 専門委員会の委員長（理事）、副委員長（理事）は理事の内より会長がこれを委嘱する。また、委員長を三役が兼任する事が出来る。
8. 顧問は理事会に於いて推薦し総会の承認を得る。
9. 班長各委員をのぞく役員任期は2ヶ年とし重任を妨げずその期間は通常総会2会期とする。
10. 各役員に欠員が生じた時は前項各役員選出方法により選出する。但し、任期は前任者の残任期間とする。
  11. 役員として連続2期4年以上町内会に貢献し退任した者に対し表彰する事が出来る。
  12. 退任役員には記念品を贈り謝意を表する事が出来る。

## 第11条 役員の方掌

1. 会長は本会を代表し会務を処理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は之を代理する。
3. 会計は会長の命により会計業務を掌理する。会計補佐は会計を補佐する。
4. 会計監査は会計業務を監査する。
5. 理事、班長及び委員は会長の指示を受け本会の運営にあたる。

## 第5章 機 関

第12条 本会の総会は毎年1回とする。但し、必要に応じ臨時総会を行う事が出来る。

第13条 理事会は三役及び理事を以って構成し原則として毎月1回行う。但し、会長が必要と認めた時は随時開催する事が出来る。

第14条 班長会は班長を以って構成し、会長が必要と認めた時は随時開催する。但し、理事を選出する場合は各部毎に原則として町内会館に於いて班長会を開催する。

第15条 委員会は委員長が必要と認めた時は随時開催する。会長は必要に応じ委員会に出席する。

第16条 上記以外の役員会は会長が必要と認めた時開催する。

#### 第17条 委員会の業務

1. 総務委員会は本会の全般事務及び行政文書の処理にあたる。
2. 広報委員会は本会の運営記録及び文書企画処理を行うと共に各委員会と連絡し会の広報活動にあたる。
3. 会館運営委員会は会館の運営及び備品の管理にあたる。
4. 文化体育委員会は会の厚生福祉及び文化体育事業にあたる。
5. 防災防火委員会は防災防火組織活動及び訓練に関する企画事業に努め防災防火思想の普及宣伝にあたる。
6. 環境衛生委員会は生活環境の向上、衛生思想の指導、普及宣伝にあたる。
7. 防犯交通安全委員会は町内の防犯交通安全対策及び防犯交通安全思想の普及育成にあたる。
8. 子供育成委員会は子供の保護育成に関する企画事業にあたる。
9. 婦人委員会は町内会行事に参加協力し、婦人の交流と親睦を深めるための企画事業にあたる。

### 第6章 会 計

第18条 本会の経費は会員の会費、寄付金及び、その他を以って充てる。

第19条 本会費は毎月300円とし会費納入は毎月月末までに会計に完納する。または年間一括納入、および複数回の分割納入も可とする。

第20条 入会者は各理事または班長に申し込み、会費を納入し会員となる。

第21条 本会の予算及び会計報告は毎年1回総会の時行い、会員の承認を得る。

第22条 会員及び家族が死亡した時（死産を除く）は弔慰金を贈与する。

第23条 本会計年度は、4月1日より翌年3月末日までとする。

### 第7章 改正及び効力

第24条 本会の規約を変更する場合は理事会に於いて協議し、総会の承認を得た後決定する。

## 付 則

1. 神社の氏子総代は理事会に於いて推薦し、会長が委嘱する。
2. スポーツ推進委員、青少年指導員、交通指導員、防犯指導員等は理事会に於いて推薦し、会長が委嘱する。
3. 本会に名誉会長を置く事が出来る。名誉会長は理事会に置いて推薦し、総会の承認を得る。
4. 町内会館の防火管理者は理事会で決定し会長が委嘱する。
5. 婦人委員会の会則は別に定める。
6. 慶弔見舞い規定は別に定める。
7. 民生児童委員、保護司との連絡は会長があたる。
8. 婦人消防委員は防災防火委員会に属し、交通安全母の会は防犯交通安全委員会に属し、廃棄物減量指導委員は環境衛生委員会に属する。
9. 国及び地方自治体より町内の民間人が表彰を受けた場合、感謝状、祝品を贈る事が出来る。

この規約は昭和28年4月1日から施行する。

この規約は平成21年4月19日一部改訂。

この規約は平成28年4月16日一部改訂。

この規約は平成31年2月23日一部改訂。